

都市公園美化ボランティア活動助成事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、地域住民等が自主的に行う都市公園の草刈、清掃等の活動を支援することにより、美化ボランティア活動の拡大及び都市公園への愛護意識の高揚並びに都市公園の環境美化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「都市公園」とは、県土整備部が所管する県営都市公園をいう。

2 この要領において「ボランティア活動」とは、地域住民等により構成された団体が行う活動のうち、建設事務所長が都市公園における草刈、清掃、花壇管理等の緑化活動、その他都市公園環境の美化及び保全に寄与すると認めた活動をいう。ただし、占用物件の維持、管理のために行う活動、及び営利を目的とした活動の一環として行う活動は除く。

3 この要領において「地域住民等」とは、地域住民、家族、美化ボランティア活動を行う団体、その他の民間団体事業者及び学校をいう。

4 この要領において「ボランティア団体」とは、地域住民等により構成された団体のうち、第2項に規定するボランティア活動を行う2人以上の団体をいう。

(ボランティア活動への支援)

第3条 県は、ボランティア活動について、予算の範囲内で、ボランティア活動に参加する者の傷害保険及び賠償責任保険（ともに県が契約するものに限る。）の保険料の負担、並びにボランティア活動の内容等を考慮した消耗品の提供や表示板の設置等、その他の支援をすることができる。

(事業の実施方法)

第4条 ボランティア団体が、ボランティア活動に対する支援を受けようとする場合は、都市公園美化ボランティア活動支援申請書（様式1）を作成し、市町経由又は直接、ボランティア活動実施日の1カ月前までに建設事務所長に申請しなければならない。ただし、建設事務所長が認めた場合は、期限を過ぎても申請することができる。（その場合、第4項に定める消耗品の提供等を受けられない場合がある。）

また、当該年度にボランティア活動を実施する申請については、原則1月31日までの提出とする。

なお、ボランティア団体は参加者名簿を整備し、建設事務所長が提出を求めたときは提出するものとする。

2 都市政策課長は、予算の範囲内で、認められたボランティア活動を支援するに必要と

認める額を、建設事務所長に対して令達するものとする。

- 3 都市政策課長は、認められたボランティア活動に参加する者のうち、必要と認める者について、傷害保険及び賠償責任保険の加入手続きを行うものとする。ただし、他のボランティア活動支援事業を所管する課の課長と協議のうえ、保険加入手続きの一部又は全部を委任することができる。
- 4 建設事務所長は、ボランティア団体が認められたボランティア活動を実施する際に消耗品（活動内容を考慮して建設事務所長が必要と認めるものに限る。）を参加者1名につき300円を購入額の限度として提供できるものとする。
但し、清掃活動だけではなく、草刈り機等の機器を使用する場合の燃料や替え刃、又は花壇管理等の緑化活動に使用する花苗や肥料を支給する場合には、参加者1名につき原則として600円を購入額の限度として消耗品（活動内容を考慮して建設事務所長が必要と認めるもの）を提供できるものとする。
- 5 年間3回以上の活動を実施しているボランティア団体が希望する場合には、別に定める団体名を記載した表示板を活動場所に建設事務所長が設置できるものとする。
- 6 建設事務所長は、ボランティア団体からボランティア活動中に傷害保険又は賠償責任保険の対象となるような事象が発生したという報告を受けた場合は、状況をボランティア団体から聴き取り、都市政策課に報告するものとする。
都市政策課は、契約保険会社に連絡をとり、保険金対象となるかの判断を含め、保険金支給等に関する必要な手続きを行うものとする。
- 7 ボランティア団体は、認められたボランティア活動を完了後、都市公園美化ボランティア活動報告書（様式3）を作成し、市町経由又は直接建設事務所長に速やかに報告しなければならない。
- 8 建設事務所長は、認められたボランティア活動の実績を取りまとめた都市公園美化ボランティア活動実績報告書（様式4）を作成し、3月15日までに都市政策課長に報告しなければならない。ただし、認められたボランティア活動が3月15日までに完了しない場合は、3月15日までに都市政策課長に活動完了予定日を報告のうえ、ボランティア活動完了後、速やかに報告するものとする。
- 9 都市政策課長は、前項の実績報告書の他に、必要に応じて、建設事務所長に対して事業の実施状況及び実績について報告を求めることができる。

（市町の協力）

第5条 県は、必要に応じて、ボランティア活動の対象地が所在する市町に対し、この事業の実施について協力を要請するものとする。

(サポーター企業)

第6条 県は、別に定める方法により、ボランティア団体への消耗品提供のための資金提供をいただける企業を募集するものとする。

都市政策課長は、提供を受けた資金について建設事務所長に令達を行い、建設事務所長は、その予算をボランティア団体へ提供する消耗品の購入費用に充てるものとする。

(その他)

第7条 その他この要領の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年度分の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成24年度分の申請から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の申請から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度分の申請から適用する。

建設事務所長 あて

都市公園美化ボランティア活動支援申請書

ボランティア団体について		
団体名：		
代表者氏名：		(電話)
住所：		
活動内容について		
①活動を行う公園 及び場所	公園名称：	
	活動場所：	
②活動を行う日 及び人数 (別紙も可)	日時	人数(予定)
	活動日① 令和 年 月 日 ()	人
	活動日② 令和 年 月 日 ()	人
	活動日③ 令和 年 月 日 ()	人
のべ回数： 回 / のべ人数：		人
③活動の内容	草刈 ・ 清掃 ・ 花壇管理等の緑化活動 ・ その他	
	(具体的な内容)	
④希望する支援の 内容	保険への加入：	草刈機を使用する人数 人
		草刈機を使用しない人数 人
	消耗品類の提供：	
※品目及び個数を記載のこと		

* 申請にあたっては、活動場所がわかる地図(図面)を添付してください。

* ボランティア活動の実施ごとに、「参加者名簿兼活動実績簿」を作成して、実績報告書に添付して提出してください

※欠番

建設事務所長 あて

都市公園美化ボランティア活動報告書

ボランティア団体について			
団体名：			
代表者氏名：		(電話)	
住所：			
活動内容について			
①活動を行った公園及び場所	公園名称：		
	活動場所：		
②活動を行った日及び人数 (別紙も可)	日時		人数(予定)
	活動日①	令和 年 月 日 ()	人
	活動日②	令和 年 月 日 ()	人
	活動日③	令和 年 月 日 ()	人
	のべ回数： 回 / のべ人数：		人
③活動の内容	草刈 ・ 清掃 ・ 花壇管理等の緑化活動 ・ その他		
	(具体的な内容)		

- * この報告書は、ボランティア活動の完了後、速やかに建設事務所長に提出してください。
(活動が何回かにわたるときは、最終の活動が完了したときに、速やかに提出して下さい。)
- * ボランティア活動の実施前及び実施後の現場写真とともに、活動中の写真を数枚ずつ添付してください。
- * 「参加者名簿兼活動実績簿」を添付してください。

様式 4

建第 号
年 月 日

都市政策課長 様

建設事務所長

都市公園美化ボランティア活動実績報告書
このことについて、別紙のとおり報告します。

事務担当
建設事務所 課
電話 ー ー

「都市公園美化ボランティア活動助成事業」の作業フロー

- 1 都市公園美化ボランティア活動助成事業は、別紙「実施要領」に沿って行います。
- 2 実績報告は重要な資料となりますので、漏れのないようお願いします。
- 3 年間の作業フロー及び各様式の概要は、以下の記載を参考にしてください。
- 4 「実績報告書（様式4）」の提出にあたっては、活動前後の現場写真、活動中の写真及び参加者名簿兼活動実績簿を添付してください。

（ 作 業 フ ロ ー ）

時期	各活動団体	各 市 町	建設事務所	都市政策課
計 画	活動計画の届出 (図面等添付) 様式 1	(経由)		
		※市町の経由は必須 ではありません。		
実 績	活動実績の届出 (各写真、参加者 名簿兼活動実績 簿を添付のこと) 様式 3	(経由)		
		※市町の経由は必須 ではありません。		

【注】 様式 1、様式 3 は都市政策課への送付は不要です。建設事務所で保管してください。

様式	文書名	送付方法	時期
様式 1	活動支援申請書	活動団体 → (市町経由 ^(※任意)) → 建設事務所長	随時 (~ 1 / 3 1)
様式 2	活動支援計画書	令和 4 年度限りで廃止 (様式削除の上、欠番とする)	
様式 3	活動報告書	活動団体 → (市町経由 ^(※任意)) → 建設事務所長	活動完了後に速やかに
様式 4	活動実績報告書	建設事務所長 → 都市政策課長	3 / 1 5 までに